

道州制特別区域基本方針の一部変更について

（平成 24 年 2 月 日
閣 議 決 定 案）

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成 18 年法律第 116 号）第 5 条第 4 項及び第 6 条第 3 項に基づき、道州制特別区域基本方針（平成 19 年 1 月 30 日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

1. 2. の（6）中「及び構造改革特区」を「及び他の特区制度」に改め、「仕組みである構造改革特区」の次に「や、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置を総合的に適用することができる総合特区」を加える。
2. 3. の（2）中「評価を適切に行うためには一定の期間を要することから、平成 19 年 4 月 1 日からの 5 年間」を「平成 23 年度に行った評価の結果を踏まえて延長することとし、平成 19 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 9 年間」に改める。
3. 別表 2 中「1」、「4」、「5」、「6」及び「7」を別紙 1 のように改め、「7」の次に「8」及び「9」を別紙 2 のように加える。
4. 別表 3 中「8」、「9」及び「10」を別紙 3 のように改め、「10」の次に「11」、「12」及び「13」を別紙 4 のように加える。

別 紙 1

番号	1
措置の名称	都市計画につき国土交通大臣の同意を要する都市計画区域に関する告示の廃止
措置の内容	平成 23 年 8 月 2 日付で「都市計画につき国土交通大臣の同意を要する都市計画区域（平成 19 年 3 月 30 日国土交通省告示第 428 号）」を廃止した。
関係省庁	国土交通省

番号	4
措置の名称	廃棄物処理施設の技術上の基準に係る省令の改正等
措置の内容	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 4 条に規定する一般廃棄物処理施設の技術上の基準及び同規則第 12 条に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準について、積雪寒冷地等の気象条件を考慮した排水処理設備の構造等に係る基準を追加するため、平成 22 年度に同規則を改正した。</p> <p>また、廃棄物系バイオマスの利活用を促進するため、平成 20 年度から平成 21 年度まで、「廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業」を北海道内で実施した。</p>
関係省庁	環境省

番号	5
措置の名称	都道府県道の管理の特例に関する法令の改正
措置の内容	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）による道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の改正に伴い、町村による都道府県道の管理の特例に関する規定を設けた。
関係省庁	国土交通省

番号	6
措置の名称	維持管理に係る負担金制度に関する法律の改正
措置の内容	第 174 回通常国会に國の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案を提出し、平成 23 年度から維持管理費負担金を全廃した。
関係省庁	国土交通省

番号	7
措置の名称	条例制定権の拡大に向けた法令の改正
措置の内容	<p>義務付け・枠付けの見直し及び条例制定権の拡大については、「地方分権改革推進計画」（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）及び「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）に基づき、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 37 号。第 1 次一括法）、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号。第 2 次一括法）等の成立により、所要の法律の整備が行われたところ。</p> <p>また、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成 23 年 11 月 29 日閣議決定）において必要な法制上その他の措置を講じることとされた条項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成 24 年通常国会に提出する予定。</p>
関係省庁	内閣府、総務省

別 紙 2

番号	8
措置の名称	普通地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入に関する政令の改正
措置の内容	普通地方公共団体が私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として、寄附金を追加した（地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 410 号））。 ※平成 23 年 12 月 26 日公布・施行
関係省庁	総務省

番号	9
措置の名称	自家用有償旅客運送を行うことができる者等に関する法令の改正
措置の内容	道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 48 条に規定する自家用有償旅客運送を行うことができる者及び同規則第 49 条に規定する旅客の範囲について、平成 24 年度中に検討を行い、必要な措置を講じる。
関係省庁	国土交通省

別 紙 3

番号	8
措置の名称	道州制特別区域基本方針の変更に係る資料の提供等に関する通知の発出
措置の内容	特定広域団体が道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成 18 年法律第 116 号）第 6 条第 1 項に規定する道州制特別区域基本方針の変更についての提案をするに当たり、道州制特別区域推進本部が同法第 26 条により国の行政機関等に対し資料の提供等を求めるることは可能である旨、北海道総合政策部長宛に「国の行政機関等に係る資料の提供等について」（平成 22 年 4 月 6 日付け閣副第 96 号内閣官房内閣審議官通知）を発出し、周知している。
関係省庁	内閣官房

番号	9
措置の名称	郵便局の活用が可能な地方公共団体事務に関する通知の発出
措置の内容	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 2 条に規定する郵便局における事務の取扱いについて、地方公共団体は、指定した郵便局において 6 つの証明書の交付請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡しの事務を取り扱わせることができるほか、個別法に基づくものではなく地方公共団体が独自に交付している証明書について、各地方公共団体の判断により交付請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡しの事務を郵便局において取り扱わせることができる旨、各都道府県総務部長及び各指定都市総務局長宛に「郵便局の活用が可能な地方公共団体事務について」（平成 23 年 3 月 30 日付け総行経第 10 号総務省自治行政局行政経営支援室長通知）を発出し、周知した。
関係省庁	総務省

番号	10
措置の名称	へき地等における医師の配置基準の緩和に関する通知の発出
措置の内容	医師の確保が困難なへき地等の病院における医師の配置基準を緩和することについては、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 50 条の規定により対応することが可能である旨、「病院の医師の配置基準に係る特例措置について」（通知）（平成 22 年 7 月 20 日付け医政総発第 0720001 号厚生労働省医政局総務課長通知）を発出し、周知している。
関係省庁	厚生労働省

別 紙 4

番号	11
措置の名称	自家用有償旅客運送の登録の有効期間の更新の登録等に関する通知の発出
措置の内容	<p>道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 79 条の 6 第 1 項に規定する自家用有償旅客運送の登録の有効期間の更新の登録に際して必要となる同法第 79 条の 4 第 1 項第 5 号に定める合意については、書面による協議が可能である旨を明確化し、通知する。</p> <p>また、市町村運営有償運送（交通空白輸送）において、デマンド運行を行う路線（道路運送法第 79 条の 2 第 1 項第 3 号の路線をいう。）を字等の区域単位で設定することができる旨を明確化し、通知する。</p>
関係省庁	国土交通省

番号	12
措置の名称	無償運送として実施可能な範囲等に関する通知の発出
措置の内容	<p>現行制度で無償運送として実施可能な範囲を明確化し、平成 24 年度中に通知する。</p> <p>また、北海道においては、タクシー事業者の営業所が存在しない市町村（平成 16 年 4 月 1 日以降に市町村合併があった場合には、当該市町村合併前の旧市町村単位で営業所が存在しない場合を含む。）においては、発地及び着地のいずれもがその市町村の区域外に存する旅客の運送をしない旨を示して、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする場合は、最低車両数 2 両からの事業参入が可能となっている旨を、平成 24 年度中に周知する。</p>
関係省庁	国土交通省

番号	13
措置の名称	特定非営利活動促進法における国税庁との連携に関する通知の発出等
措置の内容	<p>平成 24 年 4 月 1 日から改正後の特定非営利活動促進法（平成 10 年 3 月 25 日法律第 7 号）が施行されることにつき、国税庁はこれまで認定事務の一般的なノウハウを各種説明会等を通じて地方団体に提供してきており、今後も地方団体の要望を踏まえ同様に対応していくこととしている旨、また、同法においては、国税、地方税の賦課・徴収の両面において納税義務を遵守していないことを示す滞納処分及び重加算税賦課決定処分について、税務当局が認定特定非営利活動法人等にこれら処分を行ったことを新たに欠格事由とし（第 47 条）、これら処分の有無について、所轄庁が国税庁長官等の意見を聴くことができる規定（第 48 条、第 65 条第 7 項、第 67 条第 4 項）、及び、当該事由があると疑うに足りる相当な理由があるため所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、国税庁長官等が所轄庁に対して意見を述べることができる規定（第 68 条第 2 項）（いわゆる双方向の情報共有規定）が措置済みである旨を、平成 23 年度中に通知する。</p> <p>また、同法の改正による新たな認定制度の執行に係る費用については、「新しい公共支援事業」による基金の活用について措置を講じたほか、所要の地方財政措置を講じることとしている。</p>
関係省庁	内閣府、国税庁